日光口地区

田園まちづくり通信 No.7

2013年10月発行
日光口地区まちづくり協議会

まちづくり計画（案）等の縦覧及び意見書の提出について。

昨年より検討してきた、土地利用計画図（案）特別指定区域図（案）がまとまりました。

今年6月に実施した土地活用に関するアンケート調査にご協力いただきありがとうございました。（調査結果の全体的な概要は、裏面に掲載しています。ご覧ください。）

これまで、8回の協議会と2回のアンケート調査を経て、上記の内容がまとまりました。下記の要領で案の縦覧を行います。公民館で掲示しておりますので、内容を確認いただきますようお願い申し上げます。

案の縦覧及び意見書の提出についてお知らせ

案の縦覧

【と　き】平成25年11/6（水）～11/20（水）
【場　所】日光口公民館、加古川市役所都市計画課
【内　容】1　地区まちづくり計画（案）
（1）まちづくりに関する方針（案）
（2）現況図（土地利用現況図）
（3）土地利用計画図（案）

2　特別指定区域の指定（案）
（1）特別指定区域の区域及び予定建築物等の用途
（2）特別指定区域の位置図
（3）特別指定区域の区域図（案）

意見書の提出

【と　き】平成25年11/6（水）～11/27（水）
【提出先】日光口地区まちづくり協議会
【場　所】日光口公民館
※上記の期間中，意見書提出用の専用ポストを設置します。
※意見書は市へは提出できませんのでご注意ください。
※意見書の用紙等は専用ポスト箱の近くに備え付けています。

当地区の田園まちづくりについてご意見、ご質問がありましたら，下記まで連絡ください。
日光口地区まちづくり協議会　会長

日光口地区土地利用計画図［案］

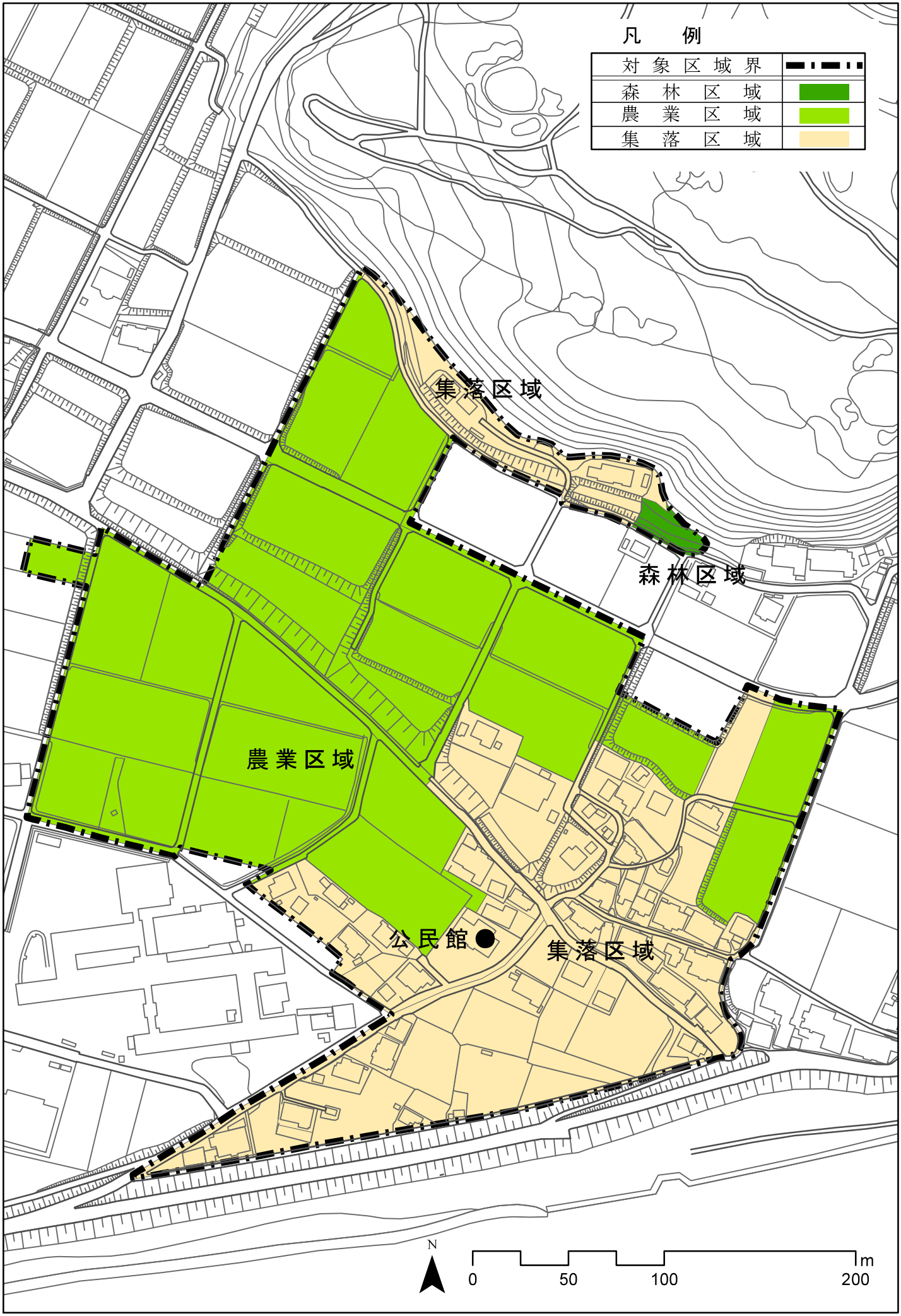

日光口地区特別指定区域図［案］

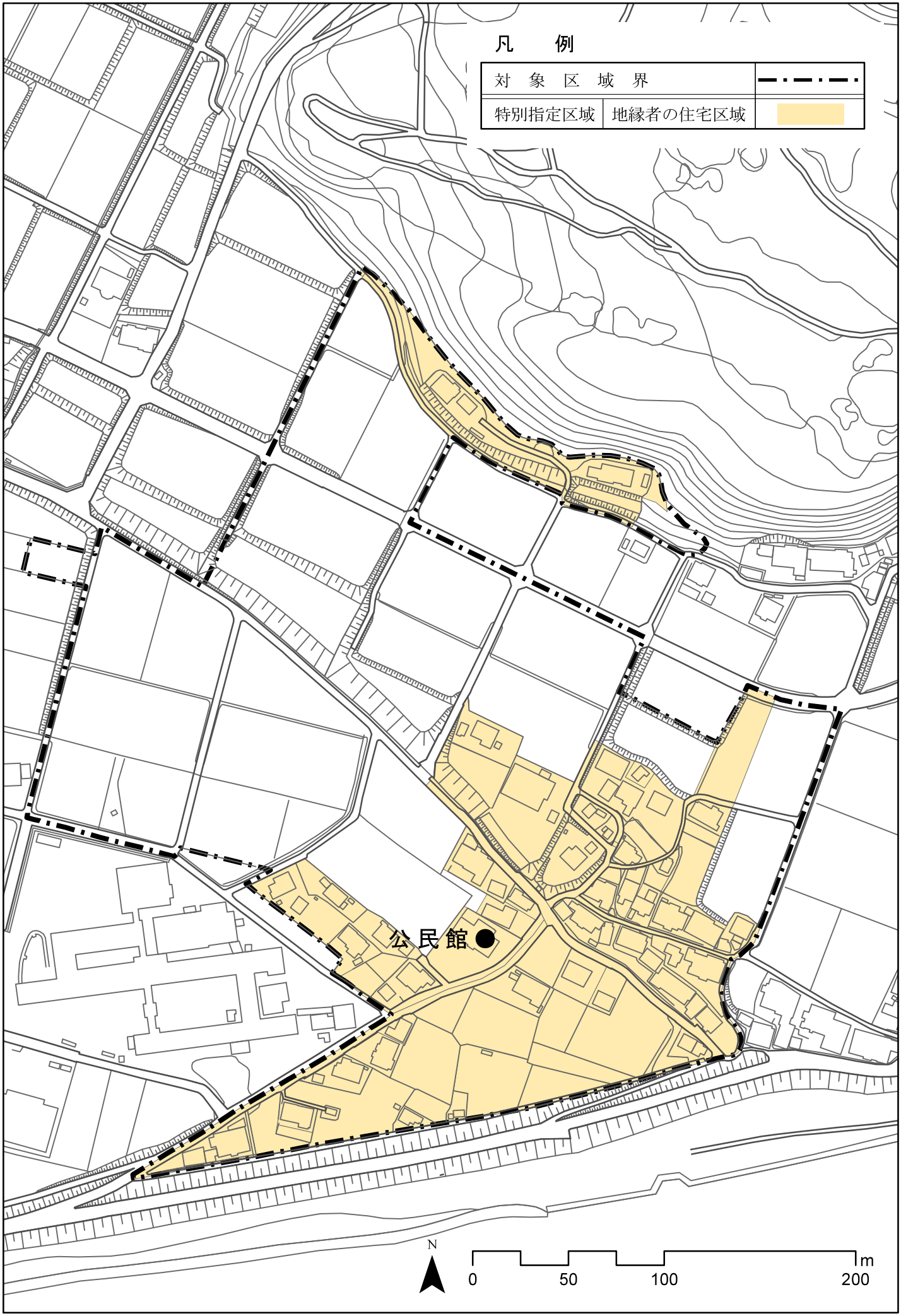

日光口地区まちづくり構想図［案］

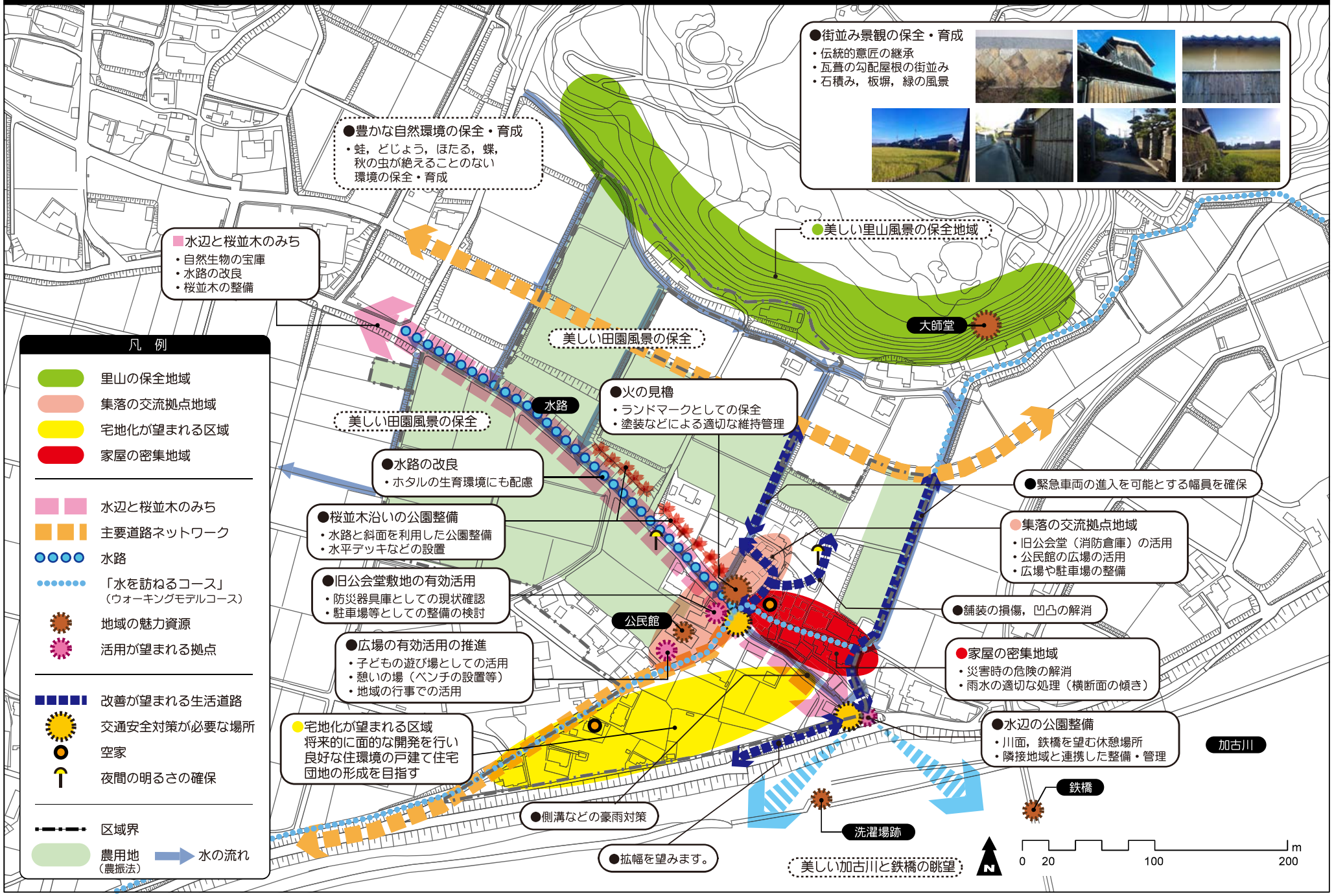

■特別指定区域の区域及び予定建築物等の用途

特別指定区域の区域	予定建築物等の用途	
地縁者の住宅区域	**条例** 別表第 2 の 1 の項開発区域周辺の市街化調整区域に通算して 10 年以上居住する者が所有し、又は規則で定める者から所有者の地位を承継することが確実な土地において、転勤等による転入、借家からの転居、婚姻等による別世帯の構成等に伴い、新たに必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定めるもののうち、その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるもの	**規則** 第 23 条第 1 項 条例別表第 2 の 1 の項に規定する規則で定める者は、同項に掲げる住宅を建築しようとする者の直系尊属とする。 別表第 2 の 1 の項 条例別表第 2 の 1 の項及び 2 の項に規定する規則で定める住宅 次のいずれにも該当する住宅又は建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 3 に規定する兼用住宅 （１）建築物の延べ面積（自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積を除く。）が 280 平方メートル以下であること。 （２）建築物の敷地面積が 300 平方メートル以上であること。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 建築物の所在地を活動区域とする地縁による団体が第 7 条の規定によりまちづくり協議会として認定された際、現に建築物の敷地として使用されている土地を敷地とする住宅であって、その敷地面積が 300 平方メートル未満のものについて、その全部を一の敷地として使用することとなる住宅 イ 建築物の所在地を活動区域とする地縁による団体が第 7 条の規定によりまちづくり協議会として認定された際、現に存する所有権その他の権利に基づいて住宅の敷地として使用するならば 300 平方メートル未満となる土地について、その全部を一の敷地として使用することとなる住宅 ウ その他周辺環境の状況等によりやむを得ないものとして市長が特に認める住宅

土地建物の意向に関するアンケート結果報告

期間：平成 25 年 6 月
配布：36 件　回収数：30 件（回収率 約 83%）

現況地目

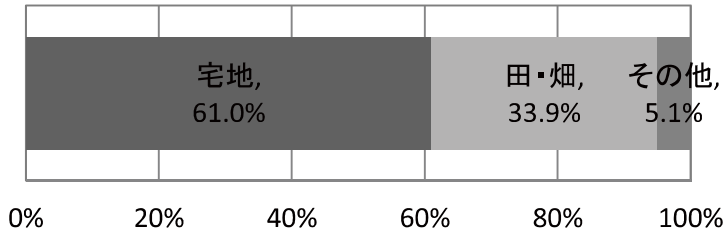

現在の利用状況

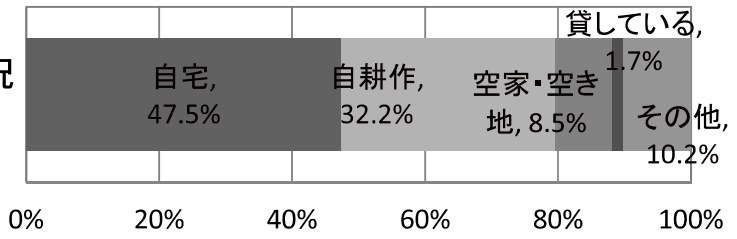

将来の活用意向

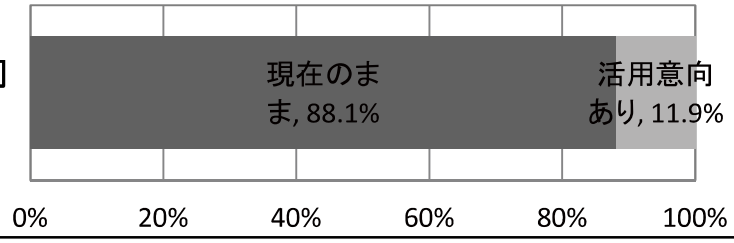

●縦覧後の協議会●

日時 2013 年 12 月 1 日（日）
午前 10：00~12：00

場所
日光口公民館

議題
・縦覧での「意見書」への対応
・総会に向けた準備

今後のながれ

▼
12 月 15 日（日）午前 10：00 より
まちづくり協議会の総会で
地元案の最終決議
▼
12 月末
田園まちづくり計画の認定
特別指定区域の指定を申出
▼
行政手続（公示・縦覧→決定）
▼
まちづくり構想の実現へ